

## 1. 議事日程

[令和7年第1回安芸高田市議会2月定例会第1日目]

令和7年2月26日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                    |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 施政方針  |
| 日程第4  | 議案第29号 令和7年度安芸高田市一般会計予算                       |
| 日程第5  | 議案第30号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算                 |
| 日程第6  | 議案第31号 令和7年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算                |
| 日程第7  | 議案第32号 令和7年度安芸高田市介護保険特別会計予算                   |
| 日程第8  | 議案第33号 令和7年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算        |
| 日程第9  | 議案第34号 令和7年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算                  |
| 日程第10 | 議案第35号 令和7年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算                  |
| 日程第11 | 議案第36号 令和7年度安芸高田市横田財産区特別会計予算                  |
| 日程第12 | 議案第37号 令和7年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算                  |
| 日程第13 | 議案第38号 令和7年度安芸高田市北財産区特別会計予算                   |
| 日程第14 | 議案第39号 令和7年度安芸高田市来原財産区特別会計予算                  |
| 日程第15 | 議案第40号 令和7年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算                  |
| 日程第16 | 議案第41号 令和7年度安芸高田市川根財産区特別会計予算                  |
| 日程第17 | 議案第42号 令和7年度安芸高田市下水道事業会計予算                    |
| 日程第18 | 議案第2号 安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第5号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例     |
| 日程第20 | 議案第7号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例             |
| 日程第21 | 議案第8号 安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例          |
| 日程第22 | 議案第9号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第23 | 議案第21号 安芸高田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例              |
| 日程第24 | 議案第22号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例         |
| 日程第25 | 議案第3号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例              |
| 日程第26 | 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例        |
| 日程第27 | 議案第6号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例           |

例

- 日程第28 議案第10号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第29 議案第12号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第30 議案第13号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第31 議案第14号 介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第32 議案第15号 安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例  
日程第33 議案第16号 安芸高田市川根ゆず加工施設設置及び管理条例を廃止する条例  
日程第34 議案第19号 安芸高田市八千代潜龍峡ふれあいの里設置及び管理条例を廃止する条例  
日程第35 議案第17号 財産の無償譲渡について  
日程第36 議案第18号 財産の無償貸付について  
日程第37 議案第11号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例  
日程第38 議案第20号 安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例  
日程第39 議案第23号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第14号）  
日程第40 議案第24号 令和6年度安芸高国民健康保険特別会計補正予算（第5号）  
日程第41 議案第25号 令和6年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
日程第42 議案第26号 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）  
日程第43 議案第27号 令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算（第2号）  
日程第44 議案第28号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第4号）  
日程第45 発議第1号 安芸高田市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

## 2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益田一磨	2番	佐々木智之
3番	熊高慎二	4番	浅枝久美子
5番	小松かすみ	6番	南澤克彦
7番	山本数博	8番	新田和明
9番	山根温子	10番	児玉史則
11番	大下正幸	12番	熊高昌三
13番	宍戸邦夫	14番	金行哲昭
15番	秋田雅朝	16番	石飛慶久

## 3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

3番 熊高慎二 4番 浅枝久美子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市長	藤本悦志	副市長	杉安明彦
教育長	永井初男	危機管理監	神田正広
総務部長	新谷洋子	企画部長	高下正晴
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	井上和志
産業部長	森岡雅昭	建設部長	河野恵
消防長	吉川真治	教育次長	柳川知昭
教育参事	和田治子	総務課長	佐々木満朗
財政課長	沖田伸二	政策企画課長	黒田貢一

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	高藤誠	事務局次長	藤井伸樹
総務係長	日野貴恵	主事	實村峻

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○石 飛 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。  
高藤事務局長。

○高藤事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長及び教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧が提出されております。  
第2点、市長より、議会の委任による専決処分事項について2件の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において3番熊高議員及び4番 浅枝議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○石 飛 議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

大下議会運営委員長。

○大下議会運営委員長 おはようございます。令和7年第1回定例会の運営につきまして、1月24日、2月14日及び2月21日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月21日までの24日間といたしました。  
本定例会に付議されます案件は、議案41件、発議1件でございます。  
議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第2号、第5号、第7号から第9号、第21号、第22号の7件は総務文教常任委員会へ、議案第10号、第12号から第19号の9件は産業厚生常任委員会へ、議案第23号から第42号までの20件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

その他の議案5件と発議1件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、13名からの通告でしたので、通告順に3月10日を7名、3月11日を6名といたします。

以上、報告を終わります。

○石 飛 議 長 お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は24日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決定しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 施政方針

○石 飛 議 長 日程第3、施政方針。

ここで、市長の施政方針の表明を受けます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 皆さん、おはようございます。市政運営に関する所信と2025年度当初予算における主要施策の概要について、御説明を申し上げます。

本市は、人口減少や少子高齢化、また、厳しい財政状況など、様々な課題が山積しております。これらの諸課題に正面から向き合い、私たちの故郷を将来にわたって守ると同時に、未来への道筋をつけていかなければなりません。

昨今の社会情勢は、情報通信技術の急速な発展や物価高騰など、常に変化をしております。この変化を的確に捉え、市民一人一人に寄り添い、対話を基調とした「誰も置き去りにしない」ふるさと安芸高田市の実現に向け、全身全霊で取り組みます。

さて、いよいよ今年は、EXPO2025大阪・関西万博が開催される記念すべき年となりました。日本を代表する文化として着実に活動の幅を広げてきた本市の神楽も公演が決定しております。全世界に向けて、その魅力を発信できる絶好の好機であると捉えております。

本市の特色である神楽、毛利元就、サンフレッチェ広島などを生かした魅力発信を行うとともに、ふるさと応援の会などの関係団体と連携し、さらなる関係人口の拡大につなげていきたいと考えています。

また、広島県が整備している東広島高田道路の建設が大詰めを迎えています。道路が開通することで、多くの効果を期待しているところです。

それでは、基本姿勢について御説明いたします。

基本姿勢は、「まとめる」「あったか」「やりぬく」です。

まず、まとめる力で市民が主人公の市政を目指します。次に、ぬくもりのあるあったかいまちづくりをします。そして、ツケを次世代に回さないよう、財政改革をやり抜く覚悟です。

この三つの基本姿勢の下、五つのビジョン、「対話による改革」「暮

らしやすい“あったかい”まちづくり」「すくすく子育てとまなび」  
「ぬくもりのふくしとシニアの底力」「がんばる産業はまちの原動力」  
を柱に、行財政運営を進めます。

2025年度は、今後20年の安芸高田市の姿を見据えた基本構想と直近4年間の基本計画を策定します。

人口減少が続く中でも「安芸高田市らしくあるために何を守っていくべきか」「魅力ある安芸高田市になるためには何が必要か」など、次世代を担う若者や市民の皆様の意見を踏まえた総合計画といたします。

並行して、財政的に実現の可能性を確保するため、財政健全化計画を改訂いたします。

総合計画に掲げる取組を推進するに当たって、行財政の効率化とスリム化は、欠かすことができません。公共施設の適正化を定めた公共施設等総合管理計画では、2034年度までに総延べ床面積を37%削減とすることで、更新費用や維持管理費用を大幅に圧縮できる見込みとなっています。地域や受益者の思いを酌み取り、必要な施設を効率的に配置します。また、下水道などのインフラについても、計画的な施設の管理や更新を行います。

続いて、五つのビジョンの実現に向けて、2025年度の主な事業を説明いたします。

1点目は、対話による改革です。

市民の声をまちづくりに反映し、市民と行政の協働によるまちづくりを積極的に推進するため、対話集会を実施いたします。

具体的には、市長自らがテーマを設定し、市民の皆様と行うテーマ別や、市内32の地域振興組織を対象に行う地域別、また、市内に拠点を置く団体を対象に行う団体別の対話集会を開催し、それぞれの抱える課題の意見交換を行います。このような対話の機会を活用し、市民の声を幅広く聞き、まちづくりを市民の皆様とともに進めます。

さらに、対話による改革は市役所の中でも行っていきます。全体の奉仕者として仕事に従事する職員と向き合い、風通しのよい組織づくりを実現し、課題の把握や取り組むべき方向性などを共有します。

2点目は、暮らしやすい“あったかい”まちづくりです。

市内の集落維持と活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進のノウハウを有する人材として、各支所に集落支援員を新たに配置いたします。支所を地域のよりどころと位置付け、相談機能を充実させます。併せて、地域の課題の集約や地域振興組織の運営をサポートいたします。

防災については、自主防災組織などを対象とした各種支援の実施によって、地域の防災力を高めます。

公共交通については、地域公共交通計画に基づき、市内の交通体系を効率的な運用に見直し、持続可能な形にするよう、再編を進めます。また、昨年から始まった芸備線再構築協議会、三次・安芸高田・広島まち

づくり交通協議会においては、各自治体とJR芸備線の在り方を議論します。

カーボンニュートラルの実現に向けた取組として、温室効果ガスの排出量削減等を推進する実施計画を策定いたします。

サンフレッチェ広島については、全試合のパブリックビューイングやホームゲームを毎試合観戦できる機会を提供し、引き続き、市全体で応援します。

安芸高田わくながハンドボールクラブについては、地元開催の試合を市民が観戦できるよう取り組むとともに、クラブ選手を小中学校に招聘して、児童生徒がハンドボールに親しみ、関心を高める機会を創出します。

歴史民俗博物館では、毛利輝元没後400年に当たり、企画展を開催し、歴史・文化の保存啓発を図ります。

また、元就の里文化・スポーツ事業として、山守プロジェクト、リレーマラソン、eスポーツ大会を引き続き開催する計画です。これらのイベントを通じて、文化・スポーツの振興、市民の一体感の醸成、さらに関係人口の創出に取り組みます。

3点目は、すくすく子育てとまなびです。

中学校の統合については、これまでの取組を尊重し、対話からの前進を軸に、新たに市民や中学生との対話を行い、現在の中学校を取り巻く状況や想いを共有いたしました。

子どもたちにとって、よりよい教育環境を整備するという観点から、これからの安芸高田市を担う生徒が過ごす義務教育最後の学びやとして、最新で最上の学校を目指して検討を進めてまいります。

学校施設については、暑さ対策のため、全ての小学校体育館の空調設置を完了させます。また、老朽化が進行している向原小学校校舎の長寿命化を図るための調査に入ります。

コロナ禍以降、不登校の児童生徒が増加傾向にあり、その要因も複雑化・多様化しております。そうした子どもたちの自立を支援するため、従来の教育支援センターの運営、校内の居場所となるスペシャルサポートルームやフリースペースの設置に加え、新たに民間のフリースクール等の活動を支援する補助金を新設し、子どもたちの興味関心に応じた柔軟な学習活動を支援いたします。

学校教職員の働き方改革として、中学校で先行実施した給食支援員を拡充し、小学校へも配置いたします。負担軽減もさることながら、教育の質の向上につながり、子どもたちに寄り添った指導が促進されるよう継続して取り組みます。

子育て支援については、本庁の福祉保健部内にこども家庭センターを設置することで母子保健と児童福祉の機能を統合し、妊産婦から子育て世帯、また、子ども自身に対して切れ目のない一体的な支援体制を整えます。

また、吉田地区の公立吉田保育所、みつや保育所、吉田幼稚園を統合し、新たな認定こども園を整備するため、同じ吉田小学校区内で建設用地の選定を進めます。子どもたちに安心安全な保育環境を提供するため、早期の移転実現に向けて取組を進めます。

4点目は、ぬくもりのふくしとシニアの底力です。

年齢を重ねても健康で元気に暮らすことができるよう、介護予防事業を拡充し、幅広く市民が介護予防、フレイル予防に取り組める環境整備をします。これまで高齢者になじみのなかったオンラインツールを活用した介護予防や地域交流の促進にも取り組みます。

予防接種については、新たに定期予防接種B類となる帯状疱疹予防接種に対して、接種費用の一部を助成します。

医療体制については、持続可能な地域医療の確保のため、市内唯一の総合病院であるJ A吉田総合病院の運営に対する支援を拡充します。また、人材確保が困難となっている医療機関や福祉施設への看護師を確保するため、奨学金の返済を支援する補助金を新設します。

5点目は、がんばる産業はまちの原動力です。

商工業については、都市部の企業誘致や起業支援の補助制度を周知し、未利用施設等の活用を推進します。また、事業の継承者不足や物価高騰の影響などにより、事業継続が厳しい状況にある事業者を積極的に支援します。

道の駅などの観光施設では、事業のスリム化を図るなど、経営改善に取り組みます。

経年劣化が進む施設改修を踏まえた運営方針を検討し、各施設の運営効率や集客力の向上を図ります。

農業については、持続かつ安定的な経営を行うために必要不可欠な農業用施設の適正管理を推進します。併せて、人的被害を与える恐れがある重点ため池のうち、未利用ため池の廃止を促進し、防災上の危険を排除します。

鳥獣害対策については、被害低減の取組を継続し、老朽化した食肉加工施設の建設用地の選定を進めます。

ふるさと納税制度を活用し、継続して財源確保に向けた取組を推進します。市内の魅力ある資源の発掘や再調査を通して、これらを市内外へ発信すると同時に、市のイメージ向上やファン層の拡大、市内事業者の産業振興につなげます。

2025年度予算編成の提案に当たり、所信の一端を申し述べました。

将来にわたり安芸高田市を持続可能なまちにするためには、継続して行財政改革に取り組む必要があります。厳しい財政状況ではありますが、限られた財源を有効に活用する必要があります。事業の優先順位を見極め、予算配分を厳格に行い、未来に向けて健全な行財政運営を目指したいと考えています。前例踏襲ではなく、何が最適かという視点を重視し、より高い成果を目指して全力を尽くしていきます。

また、様々なニーズと課題、例えば企業誘致など、迅速かつフレキシブルに対応していく必要がある案件については、既存の部局を超えて横断的に仕事ができ、市長、副市長等の特命の案件をタスクとするポストを創設します。

安芸高田市が持つ潜在的な魅力を引き出し、安心して住み続けることができる、そんなまちを目指したいと考えています。

職員と一丸となって、新しいまちづくりを推進していきます。市民の皆様には御理解と御協力をお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

- 日程第4 議案第29号 令和7年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第5 議案第30号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第31号 令和7年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第32号 令和7年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第33号 令和7年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第9 議案第34号 令和7年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算
- 日程第10 議案第35号 令和7年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算
- 日程第11 議案第36号 令和7年度安芸高田市横田財産区特別会計予算
- 日程第12 議案第37号 令和7年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算
- 日程第13 議案第38号 令和7年度安芸高田市北財産区特別会計予算
- 日程第14 議案第39号 令和7年度安芸高田市来原財産区特別会計予算
- 日程第15 議案第40号 令和7年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算
- 日程第16 議案第41号 令和7年度安芸高田市川根財産区特別会計予算
- 日程第17 議案第42号 令和7年度安芸高田市下水道事業会計予算

○石 飛 議 長 日程第4、議案第29号「令和7年度安芸高田市一般会計予算」の件から日程第17、議案第42号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件までの14件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第29号は、施政方針で述べた事業などに取り組むための予算を定めるものです。

議案第30号から議案第42号まで13件は、各特別会計、公営企業会計の管理運営に係る費用などを定めるものです。財政が厳しい中、職員一丸となって組み上げた予算でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、本案14件に対する一括質疑を行います。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案14件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第18 議案第2号 安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第5号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第7号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第8号 安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第9号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第21号 安芸高田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第22号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第18、議案第2号「安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」の件から日程第24、議案第22号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの7件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第2号は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第5号は、仕事と生活の両立支援を拡充し、育児や介護をしている職員の勤務環境の整備等のため、所要の改正を行うものです。

第7号は、昨年8月の人事院勧告に基づく社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等のため、所要の改正を行うものです。

第8号は、国、地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の区域に派遣し、応急作業等に従事した職員に対し特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

第9号は、地方公共団体情報システムの標準化への対応及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第21号は、小学校の体育館に空調設備を設置することに伴い、冷暖房の使用料について所要の改正を行うものです。

第22号は、旧郷野小学校グラウンド及び体育館について売却することに伴い、条例から削除するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
これより本案7件に対する一括質疑を行います。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。  
質疑はありませんか。  
(質疑なし)  
質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案7件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第3号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

- 石 飛 議 長 日程第25、議案第3号「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の改正を行うものです。御審議のほどよろしく願います。
- 石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 議案第3号の要点の説明をいたします。  
議案書の1ページを御覧ください。  
このたび改正を必要とする条例は、1ページから3ページにかけて記載のとおり、第1条で安芸高田市監査委員条例、第2条で安芸高田市下水道事業の設置等に関する条例、第3条で安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例です。  
改正の趣旨は、地方自治法の一部改正による条ずれに対応するため、同法の規定を引用している三つの条例について、一括して所要の改正を行うものです。  
条例の施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行日です。  
説明は以上となります。
- 石 飛 議 長 以上で、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)  
質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)  
異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより議案第3号「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○石 飛 議 長 日程第26、議案第4号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の改正を行うものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 議案第4号の要点の説明をします。

説明資料の1ページを御覧ください。

このたびの改正の趣旨は、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設する刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、五つの関係条例における懲役及び禁錮の字句を改める改正を行うものです。

改正内容についてですが、禁錮から拘禁刑への字句の改正は、安芸高田市職員の給与に関する条例、安芸高田市消防表彰条例、安芸高田市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例、安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の4条例、懲役から拘禁刑への字句の改正は、安芸高田市個人情報の保護に関する法律施行条例の1条例です。

条例の施行期日は、令和7年6月1日です。

説明は以上です。

○石 飛 議 長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整理に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第6号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を  
改正する条例

○石 飛 議 長 日程第27、議案第6号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉  
に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 議案第6号の要点の説明をします。

議案書の1ページを御覧ください。

条例改正の趣旨は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、改正を行うものです。

第18条第2項中、第17条の2第1項を第16条の2第1項に引用先を改めます。

議案書の2ページを御覧ください。

第18条第3項中、第61条第32項において、読み替えて準用する同条第29項を第61条の2第20項に改めるものです。

説明は以上です。

○石 飛 議 長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより議案第6号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第28 議案第10号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第12号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第13号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第14号 介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第15号 安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第16号 安芸高田市川根ゆず加工施設設置及び管理条例を配する条例
- 日程第34 議案第19号 安芸高田市八千代潜龍峡ふれあいの里設置及び管理条例を廃止する条例

○石 飛 議 長 日程第28、議案第10号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件から日程第34、議案第19号「安芸高田市八千代潜龍峡ふれあいの里設置及び管理条例を廃止する条例」の件までの7件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第10号は、県単位で運営されている国民健康保険について、県から示された算定結果を参考に税率を改定するため、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

第12号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第13号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第14号は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員の配置基準について、所要の改正を行うものです。

第15号は、安芸高田市向原農村交流館の利用料金を改定するため、所要の改正を行うものです。

第16号は、川根ゆず加工施設を無償譲渡するに当たり、条例を廃止するものです。

第19号は、安芸高田市八千代潜龍峡ふれあいの里の廃止に伴い、条例を廃止するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本案7件に対する一括質疑を行います。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

11番 益田一磨君。

○益 田 議 員

議案第12号と、それから議案第13号ですね、議案書の4ページのところなんですけど、連携施設に関する経過措置のところ、今までが10年で出されているかと思うんですけど、これが15年に延びると。これは平成26年に出されたときから、当初から10年だったのでしょうか、お伺いいたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

この10年から15年になった部分については、このたびの改正によって延長されるものでございます。

○石 飛 議 長

益田議員。

○益 田 議 員

平成26年の制定時から10年のままだったかという質疑でございます。すみません。

○石 飛 議 長

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

制定時は10年でございました。このたびの改正によって、令和7年4月1日を起算して15年というふうに延長となります。

以上でございます。

○石 飛 議 長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案7件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第35 議案第17号 財産の無償譲渡について

日程第36 議案第18号 財産の無償貸付について

○石 飛 議 長

日程第35、議案第17号「財産の無償譲渡についての件」及び日程第36、議案第18号「財産の無償貸付について」の2件を一括して議題といたします。

本件に関しては、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、熊高昌三議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

[熊高昌三議員が退場]

~~~~~○~~~~~

午前10時 43分 休憩

午前10時 44分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第17号は、安芸高田市公共施設等総合管理計画に基づき、川根ゆず加工施設を無償譲渡するものです。

第18号は、川根ゆず加工施設を無償譲渡することに伴い、関連敷地を無償貸付けするものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

ここで暫時休憩といたします。

[熊高昌三議員が入場]

~~~~~○~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

日程第37 議案第11号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する  
条例

○石 飛 議 長 日程第37、議案第11号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本案は、放課後児童クラブの新規開設に伴い、名称及び位置に関する部分について、所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 石 飛 議 長 以上で提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 それでは、議案第11号につきまして、要点の説明をいたします。  
説明資料の1ページを御覧ください。  
この条例は、放課後児童クラブの新規開設に伴い、名称及び位置に関する部分について、所要の改正を行うものです。  
現在、運営している高宮町の「くるはら児童クラブ」と「ふなさ児童クラブ」の二つを統合・廃止し、令和7年4月1日から、新たに高宮町佐々部の旧高宮物産館を改修して設置いたしました「たかみや児童クラブ」の運営を開始いたします。  
議案書のほうを御覧いただきたいと思います。2ページをお願いいたします。  
これに伴い、条例第2条に係る別表第1を記載のとおり改正します。右側が改正前、左側が改正後となります。  
附則としまして、この条例の施行期日は令和7年4月1日とします。  
以上で、説明を終わります。
- 石 飛 議 長 以上で、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
新田議員。
- 新 田 議 員 二、三、ちょっと伺いたいんですが、今、たかみや児童クラブということで番地もおっしゃっていただいたんですが、これはこの敷地内にある旧陽だまりっていう、恐らく高美園さんが使っていたと思うんですが、これは全て放課後児童クラブで使うという理解でよろしいでしょうか。
- 石 飛 議 長 井上福祉保健部長。  
○井上福祉保健部長 説明資料の3ページに平面図を添付しております。  
今回、工事をしたのが、この工事対象範囲という左半分の部分でございます。この部分を児童クラブとして活用しております。右半分につきましては、倉庫として使う予定としております。  
以上でございます。
- 石 飛 議 長 新田議員。  
○新 田 議 員 恐らく昨年の予算のときに説明があったと思うんですけども、ここはもともと通路ということで、今、車止め等々も工事のほうで丁寧にやったださっているんですけども、一般市民の方への徹底の仕方とか、ここは正面の入り口のところでかなり深く車が入れるようになっているんで、ということは保護者等々が送迎されたときに、そこで混雑する、また危険がひよっとしたら生じるんじゃないかというおそれがあるんで、その辺、答弁があればお願いします。
- 石 飛 議 長 井上福祉保健部長。  
○井上福祉保健部長 この通路の部分につきましては、車の進入を現在、規制するような形

で対応しております。

以上です。

○石 飛 議 長

新田議員。

○新 田 議 員

市民への説明と、それから保護者の説明、そこをお願いします。

○石 飛 議 長

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

説明につきましては、今後、実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長

ほかに質疑はありませんか。

熊高昌三議員。

○熊高昌三議員

少し確認の意味でお伺いするんですが、そもそも、この児童クラブを統合していこうというのは、小学校の統合に関わって始まった協議だと認識しております。その辺の協議の結果として、施設の建設に対して物価高騰等、そういったものも含めて延び延びになってきた流れの中で、この施設を一時的に使うというような形で進んできたように私は認識しているんですが、その辺のそもそもの経緯というのをもう一度確認したいと思いますので、説明いただきたいと思います。

○石 飛 議 長

井上福祉副部長。

○井上福祉保健部長

当初、たかみや児童クラブでございますけれども、高宮の小学校の統合に伴って新設の予定でございました。ですけれども、近年の物価高騰、いわゆるウッドショックによりまして工事費が高騰したということで、保護者説明会を行った上で、こちらの旧高宮物産館を改装して、こちらを利用させていただこうという流れになっております。

このことにつきましては、2024年、昨年4月21日に保護者説明会を開催しまして、理解を得ているというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長

ほかに質疑はありませんか。

熊高昌三議員。

○熊高昌三議員

昨年の7月ということなんで、私がいなるときかな。その経緯が認識できてなかったんで、そういった経緯でしたらある程度理解できましたが、教育委員会にお尋ねするんですけども、そもそも、統合によつての条件という形で保護者には説明をしたというふうに今、部長がおっしゃいましたけども、地域を含めて統合の問題については協議してきたんですね。その辺の地域を含めた説明というのは、十分されているんでしょうか。改めてお聞きします。

○石 飛 議 長

永井教育長。

○永井教育長

ただいまの熊高議員のお尋ねでございますが、教育委員会としては、学校統合ということに関わって、保護者、地域の理解を得る取組をしてきたところでございます。

議員のほうからありました放課後児童クラブについては、もちろん教育委員会が担当する学校統合の中で出てまいりましたが、その統合の決

定後は、放課後児童クラブでございますので、市長部局、先ほど井上部長が答弁したように、福祉保健部のほうで担当して、そのときそのとき、必要な説明というのはしてきているというふうに把握をしているところでございます。

○石 飛 議 長      ほかに質疑はありませんか。

熊高昌三議員。

○熊高昌三議員      教育長が、担当が替わったんで市長部局になったんでということですが、その当時は、教育委員会も含めて地域の皆さんと船佐小学校の敷地内というんですかね、そこに新しくするという、それである程度の理解をして協議を進めたという経緯があるんですね。

先ほど井上部長がおっしゃったように、資材高騰等で何年も延びて、現状になってきたということがありますけども、そこらが最近市民に聞いたんですけども、あれはどうなったんかいなど。今回の指定される場所に言っとるけども、今後どういうふうになっていくのだろうかというような質問を受けたんですね。いや、あれは仮のものなんで、今後、正式にはできてくるんだらうなというふうにちょうど答えたところだったんで、今、部長のほうからお答えがあったように、そこにもう定着していくんだということなんですけども、市長にお伺いするんですけども、これまでの統合の経緯も含めて、いろいろ市長も関わって、その当時おられたと思うんですけども、その辺のコンセンサスというのは十分取られたというふうに認識されているんでしょうか。

○石 飛 議 長      藤本市長。

○藤 本 市 長      熊高議員がおっしゃるように、私も当時、統合の準備委員会のほうへ関わらせていただきました。その中で、熊高議員がおっしゃったように、敷地内、グラウンドの中の角に新築するという話を私も聞いております。

その後、私も市長にならせてもらって、このように進んでいるということでは、そこはその流れで来たんだらうなという認識でいましたけれども、先ほどのコンセンサスの部分、そこが足りなかったのかどうかというところは、ちょっと私も今では認識していませんけども、駐車場の、先ほど新田議員からありましたように、通り道になって危険性があるというところも含めて、もう一度ちょっと整理はしてみたいと思います。

いずれにしても、今、多分、中国新聞のチラシにももう入っていたと思いますけど、こういうスタッフを募集するところまで来ていますので、この流れで行きたいなと思っています。ただ、コンセンサスのところは、いま一度、ちょっと確認はしてみたいと思います。

○石 飛 議 長      ほかに質疑はありませんか。

小松議員。

○小 松 議 員      これ、建物の外で遊べるグラウンドというようなものはないと思うんですけども、建物だけしか。外で遊ぶ想定ということでは、どこをかわられる予定なんですか。

○石 飛 議 長      井上福祉保健部長。

- 井上福祉保健部長 現在、この建物につきましては、外で遊ぶという想定はしてございません。  
以上です。
- 石 飛 議 長 小松議員。
- 小 松 議 員 児童室が二つ、1と2があるんですけれども、どちらか、例えば1のほうとかを室内遊戯場にするというような考えはあるんでしょうか。
- 石 飛 議 長 井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 室内遊戯場という運動できる場所ではないですけれども、そこで自由に過ごしていただけるような施設としております。
- 石 飛 議 長 小松議員。
- 小 松 議 員 この建物の収容人数ですかね、受入れの人数を教えてください。
- 石 飛 議 長 井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 こちらは定員80名を想定しております。ちなみに、現在、来年度申込みをされている児童の方は43名となっております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 ほかに質疑はありませんか。  
南澤議員。
- 南 澤 議 員 今回の統合に伴って、くるはら児童クラブ、ふなさ児童クラブが廃止となるということなんですけれども、この廃止となる施設の今後については、どのような計画を持たれていますでしょうか。
- 石 飛 議 長 井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 くるはら児童クラブにつきましては、現在、プラタナスの一室を借用して使用しております。  
それから、ふなさ児童クラブ、現在、高宮の人権会館の一室を借用して使用してございます。いずれも借用しているところでございますので、原状復旧してお返しするという計画でおります。  
以上です。
- 石 飛 議 長 ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)  
質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
ここで、11時10分まで休憩といたします。  
~~~~~○~~~~~  
午前11時01分 休憩  
午前11時02分 再開  
~~~~~○~~~~~
- 石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
お諮りします。本案は、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)  
異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより議案第11号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

審査の途中ではございますが、ここで換気のため、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

- 石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
先ほど、進行上のずれが生じたので、御報告いたします。  
議案第11号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」につきまして、質疑を終結した後、討論なしで採決を諮りましたところ、賛成多数で原案は可決されました。  
以上、御報告いたします。  
引き続き、審査に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第20号 安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例

- 石 飛 議 長 日程第38、議案第20号「安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 本案は、水質汚濁防止法施行令及び排水基準を定める省令等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。  
御審議のほどよろしくお願いたします。
- 石 飛 議 長 この際、担当部長から、要点の説明を求めます。  
河野建設部長。
- 河野建設部長 議案第20号の要点の説明をします。  
議案書を御覧ください。表の右側が改正前、左側が改正後です。  
2ページをお開きください。  
条例第10条第1項第10号は、大腸菌群数から大腸菌数に改正するものです。その他の条文については、文言の整理を行うものです。なお、附則として、条例は令和7年4月1日から施行します。  
説明は以上です。
- 石 飛 議 長 以上で、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより議案第20号「安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第39 議案第23号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算(第14号)  
日程第40 議案第24号 令和6年度安芸高国民健康保険特別会計補正予算(第5号)  
日程第41 議案第25号 令和6年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
日程第42 議案第26号 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第4号)  
日程第43 議案第27号 令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算(第2号)  
日程第44 議案第28号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第4号)

○石 飛 議 長 日程第39、議案第23号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算(第14号)の件から日程第44、議案第28号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第4号)」の件までの6件を一括して議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第23号は、執行見込みに伴い、既定の歳入歳出予算を減額するほか、繰越明許費、債務負担行為等を補正するものです。  
第24号は、給付費等の執行見込みに伴い、既定の歳入歳出予算を減額するほか、債務負担行為を定めるものです。  
第25号は、保険料納付金等の執行見込みに伴い、既定の歳入歳出予算を減額するほか、債務負担行為を定めるものです。  
第26号は、給付費等の執行見込みに伴い、既定の歳入歳出予算を減額するほか、債務負担行為を定めるものです。  
第27号は、使用料の減額に伴い、財源組替えをするほか、債務負担行

為を定めるものです。

第28号は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について、営業収益及び営業外収益を減額し、支出について営業費用及び営業外費用を減額するものです。また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の収入及び支出について、それぞれ減額するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本案6件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

山本議員。

○山 本 議 員

全部の議案に対して質問したいんですけど、年度末の整理に当たって、それぞれの事業で執行見込みが立たんということや、これはやめたと言って予定事業を取りやめて減額にしたものがあるかどうか、それをお伺いします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉 安 副 市 長

補正予算全体についての質疑で執行しなかったもの、しないであろうものが分かればということですが、今、詳細な資料を持っておりませんので、予算委員会のほうで答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案6件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第45 発議第1号 安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長

日程第45、発議第1号「安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

11番 大下議員。

○大 下 議 員

発議第1号「安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。

この条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以後略して、番号利用法と言い換えます。この一部改正並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正、その他、条例(例)に準じた文言等の整理を行うものです。

番号利用法の改正では、第2条に新たに第8項が新設され、項番号が順次繰り下げられたことに伴い、当該法を引用する部分の項ずれによる改

正でございます。

また、刑法の改正では、懲役・禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑の創設に伴い、本条例に規定する懲役を拘禁刑に改めるものです。

そのほか、文言の整備など、所要の規定の整備を行うものであります。

それでは、議案書2ページ、新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。初めに、番号利用法の一部改正に伴う改正についてです。

2ページ中段、第2条第10項中、第2条第8項を第2条第9項に、3ページ、第12条第5項の表中、第2条第9項を第2条第10項にそれぞれ改めるものです。

そのほか、2ページから7ページ、第48条にかけて、本条例中に頻繁に使用されていない用語の使用箇所の指定、個人情報保護法に合わせた文言の整理、本条例において不要な文言の整理など、条例(例)の改正に準じて、それぞれ所要の規定の整備を行うものです。

最後に、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正について、7ページ、第53条から第55号中、懲役を禁錮刑にそれぞれ改めるものです。

8ページ、附則として、条例の施行期日は、令和7年4月1日としますが、刑法の改正による第53条から第55号までについては、令和7年6月1日施行とし、経過措置として、施行前の行為の処罰については、従前の例とするものです。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤議員。

○南 澤 議 員 今の説明の中で、議案書の7ページの第53条から第55条のところ、懲役を禁錮刑とおっしゃったかと思うんですけど、議案書のほうは拘禁刑とあるので、それで間違いないか、1点だけ確認させてください。

○石 飛 議 長 大下議員。

○大 下 議 員 失礼しました。拘禁刑に改めます。失礼いたしました。

○石 飛 議 長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより発議第1号「安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
次回は、3月5日午前10時に再開いたします。  
本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員